|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **都市計画法第５３条に関する申告書** | １ | 提　出年月日 |  年 月 日 |
| ２ | 建築主の氏名及 び 住 所 | 氏名 | 　　　　　　　　 | 住所 | 〒 |
| ３ | 建築物の敷地所在及び地番 | 〒 |
| ４ | 連 　絡 　先住所氏名電話番号 | 〒氏名 ［ ］ ℡ ［ － － ］ |
| ５　主要部の構造 | ABCD | 木造鉄骨造Ｃ．Ｂ．造その他（ ） | ６　建築の区分 | ABCD | 新　　築改　　築増　　築移　　転 | ７８９ | 敷地面積建築面積延べ面積 | ． ㎡． ㎡． ㎡ |
| ０　内に含まれているか１　都市計画施設の区域市 に計 含画 ま施 れ設 ての い区 る域 か | A | 敷地及び建築物ともに含まれていない。 | １　区域内に含まれているか１　市街地開発事業の施行街 域地 内開 に発 含事 ま業 れの て施 い行 る か | A | 敷地及び建築物ともに含まれていない。 |
| B | 敷地は含まれているが建築物は含まれていない。 | B | 敷地は含まれているが建築物は含まれていない。 |
| C | 敷地及び建築物ともに含まれている。［都市計画施設名］ | C | 敷地及び建築物ともに含まれている。［市街地開発事業名］ |
| １２１０－Ｃまたは１１－Ｃに該当している場合当該建築行為の内容 | Ａ 都市計画事業の施行として行う行為。Ｂ 都市計画法施行令第３７条で定める行為。Ｃ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。Ｄ Ａに準ずる行為として都市計画法施行令第３７条の２で定める行為Ｅ 都市計画法施行令第３７条の３で定める行為。Ｆ 都市計画法第５３条第２項で定める行為。Ｇ 都市計画事業の認可を受けた事業地内で行う行為。Ｈ 上記以外の行為。 |
| 　確　認　欄 | ア | １０－Ａ，Ｂまたは１１－Ａ，Ｂ **→** 都市計画法第５３条の規定に無関係 |
| イ | １２－Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅ **→** 別途都市計画法第５３条に関する知事の証明を受ける必要がある。 |
| ウエオ | １２－Ｆ１２－Ｇ１２－Ｈ | **→→→** | 都市計画法第５３条第２項に基づく協議が必要である。都市計画法第５３条第３項に基づき，同法第５３条第１項の規定は適用しない。都市計画法第５３条第１項の許可を受ける必要がある。 |
| 　決　裁 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 決裁年月日 |
|  |  |  |  |  |